

北海道告示第11335号（別添）

1 網走海区漁場計画の変更の内容

網走海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
改正後	(1)	網海共第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						のり漁業						
						もずく漁業						
						あさり漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						ほっかいえび漁業						
						こんぶ漁業						
						のり漁業						
						もずく漁業						
						あさり漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
ほっきがい漁業												
うに漁業												
えむし漁業												
なまこ漁業												
ほっかいえび漁業												
改正後	(2)	網海共第2号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	興部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						ふのり漁業						
						もずく漁業						
						あさり漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						なまこ漁業						
						こんぶ漁業						
						のり漁業						
						もずく漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
うに漁業												
えむし漁業												
なまこ漁業												
ほっかいえび漁業												
改正後	(3)	網海共第3号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						のり漁業						
						もずく漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						なまこ漁業						
						ほっかいえび漁業						
						こんぶ漁業						
						のり漁業						
						もずく漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
うに漁業												
えむし漁業												
なまこ漁業												
ほっかいえび漁業												
改正後	(4)	網海共第4号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
						のり漁業						
						もずく漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						なまこ漁業						
						ほっかいえび漁業						
						こんぶ漁業						
						のり漁業						
						もずく漁業						
						えぞばかがい漁業						
						つぶ漁業						
						ほっきがい漁業						
うに漁業												
えむし漁業												
なまこ漁業												
ほっかいえび漁業												

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
改正後	(5)	網海共第5号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、 曙町、緑町、 栄町、錦町、 川西、信部 内、緑蔭、登 栄床、東、福 島、芭露、上 芭露、東芭 露、西芭露、 志撫子及び計 呂地	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(6)	網海共第6号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び 北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(7)	網海共第7号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小 清水町字浜小 清水	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(8)	網海共第8号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町字止 別及び斜里町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(9)	網海共第9号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで	1月1日から12月31日まで								

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
				第二種共同漁業	第三種共同漁業						
(10)	網海共第10号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	興部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					
(11)	網海共第11号	紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					
(12)	網海共第12号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					
(13)	網海共第13号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					
(14)	網海共第14号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小清水町宇浜小清水	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	はたはた・ちか地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					
(15)	網海共第15号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町字止別及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	はたはた・ちか地びき網漁業	7月1日から8月31日まで					

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
改正後	(16)	網海共第16号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(17)	網海共第17号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	興部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(18)	網海共第18号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(19)	網海共第19号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(20)	網海共第20号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(21)	網海共第21号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小清水町宇浜小清水	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(22)	網海共第22号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちやくがい漁業 ほたてがい漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町宇止別及び斜里町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(23)	網海共第23号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれない刺し網漁業 ぞい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれない底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(24)	網海共第24号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	興部町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、 ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数 並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を 規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				そい・ほっけ刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業							
(25)	網海共第25号	紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、 ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数 並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を 規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				そい・ほっけ刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業							
(26)	網海共第26号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、 曙町、緑町、 栄町、錦町、 川西、信部 内、緑蔭、登 栄床、東、福 島、芭露、上 芭露、東芭 露、西芭露、 志撫子及び計 呂地	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、 ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数 並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を 規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				そい・ほっけ刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業							
(27)	網海共第27号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び 北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、 ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数 並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を 規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
				そい・ほっけ刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業							

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(28)	網海共第28号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 ぞい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小清水町宇浜小清水	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(29)	網海共第29号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 ぞい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町宇止別及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(30)	網海共第30号	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町及び紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	網海共第31号	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	網海共第32号	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市、小清水町及び斜里町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(33)	網海共第33号	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町及び紋別市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(34)	網海共第34号	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(35)	網海共第35号	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	網走市、小清水町及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(36)	網海共第36号	紋別郡雄武町、興部町及び湧別町、紋別市、北見市常呂町、網走市並びに斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町、紋別市、湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町、北見市常呂町、網走市、小清水町及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(37)	網海共第37号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 あさり漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(38)	網海共第38号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ただし、シロサケ及びカラフトマスについては、ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業を除く。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					にしん刺し網漁業						
					ちか・さより刺し網漁業						
					ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業						
					かれい氷下待網漁業						
					1月1日から12月31日まで						
				第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお地びき網漁業	3月1日から12月31日まで					
(39)	網海共第39号	網走市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-	網走市宇能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					ほっかいえび漁業						
					うに漁業						
					ほっきがい漁業						
					あさり漁業						
					なまこ漁業						
(40)	網海共第40号	網走市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	-	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					にしん刺し網漁業						
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
					こまい刺し網漁業						
					かれい小型定置網漁業						
				かれい氷下待網漁業	1月1日から3月31日まで						
				ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで						

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(41)	雄海区第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	雄武町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(42)	興海区第1号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	興部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(43)	紋海区第1号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	紋別市	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(44)	サロマ海区第1号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業 かき養殖業 のり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	ほたてがい養殖業にあつては、設置する養殖施設は、15,000台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(45)	能海区第1号	網走市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(46)	網海区第1号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び小清水町宇浜小清水	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(47)	斜海区第1号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	斜里郡斜里町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件) 新規漁業権

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(48)	雄さけ定第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(49)	雄さけ定第2号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(50)	雄さけ定第3号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(51)	雄さけ定第4号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(52)	雄さけ定第5号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(53)	雄さけ定第6号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(54)	雄さけ定第7号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(55)	雄さけ定第8号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(56)	興さけ定第1号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(57)	興さけ定第2号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(58)	興さけ定第3号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(59)	興さけ定第4号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(60)	興さけ定第5号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(61)	興さけ定第6号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(62)	興さけ定第7号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(63)	興さけ定第8号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(64)	興さけ定第9号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(65)	興小さけ定第1号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(66)	興小さけ定第2号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(67)	紋さけ定第1号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(68)	紋さけ定第2号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(69)	紋さけ定第3号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(70)	紋さけ定第4号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(71)	紋さけ定第5号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(72)	紋さけ定第6号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(73)	紋さけ定第7号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月25日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(74)	紋小さけ定第1号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(75)	紋小さけ定第2号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月29日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(76)	湧さけ定第1号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(77)	湧さけ定第2号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(78)	湧さけ定第3号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(79)	湧さけ定第4号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(80)	湧小さけ定第1号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(81)	常さけ定第1号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(82)	常小さけ定第1号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(83)	常さけ定第2号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(84)	常さけ定第3号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(85)	常さけ定第4号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(86)	常さけ定第5号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(87)	常さけ定第6号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(88)	常さけ定第7号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(89)	常さけ定第8号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月15日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(90)	常小さけ定第2号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(91)	常小さけ定第3号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月30日から11月20日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(92)	網さけ定第1号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(93)	網さけ定第2号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(94)	網さけ定第3号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(95)	網さけ定第4号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(96)	網さけ定第5号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(97)	網さけ定第6号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(98)	網さけ定第7号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(99)	網さけ定第8号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(100)	網小さけ定第1号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(101)	小清さけ定第1号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(102)	小清さけ定第2号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(103)	小清さけ定第3号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(104)	小清さけ定第4号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(105)	小清さけ定第5号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(106)	小清さけ定第6号	斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(107)	斜さけ定第1号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(108)	斜さけ定第2号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(109)	斜さけ定第3号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(110)	斜さけ定第4号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(111)	斜さけ定第5号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(112)	斜さけ・ほっけ定第1号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(113)	斜さけ定第6号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(114)	斜さけ・ほっけ定第2号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(115)	斜さけ・ほっけ定第3号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(116)	斜さけ・ほっけ定第4号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(117)	斜さけ・ほっけ定第5号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(118)	斜さけ・ほっけ定第6号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(119)	斜さけ・ほっけ定第7号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(120)	斜さけ定第7号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(121)	斜さけ定第8号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(122)	斜さけ・ほっけ定第8号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(123)	斜さけ・ほっけ定第9号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(124)	斜さけ定第9号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(125)	斜さけ・ほっけ定第10号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(126)	斜さけ・ほっけ定第11号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(127)	斜さけ・ほっけ定第12号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(128)	斜さけ定第10号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(129)	斜さけ・ほっけ定第13号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ほっけ定置漁業	4月25日から12月5日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(130)	能さけ定第1号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(131)	能さけ定第2号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(132)	能さけ定第3号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(133)	能さけ定第4号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(134)	能さけ定第5号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(135)	能さけ定第6号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(136)	能さけ定第7号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(137)	能さけ定第8号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(138)	能さけ定第9号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(139)	能さけ定第10号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(140)	雄さけ・ます定第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(141)	雄さけ・ます定第2号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(142)	雄さけ・ます定第3号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(143)	雄さけ・ます定第4号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(144)	雄さけ・ます定第5号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(145)	雄さけ・ます定第6号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(146)	雄さけ・ます定第7号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(147)	雄さけ・ます定第8号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(148)	雄さけ・ます定第9号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(149)	雄さけ・ます定第10号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(150)	雄さけ・ます 定第11号	紋別郡雄武町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(151)	雄さけ・ます 定第12号	紋別郡雄武町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(152)	雄さけ・ます 定第13号	紋別郡雄武町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(153)	雄さけ・ます 定第14号	紋別郡雄武町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(154)	興さけ・ます 定第1号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(155)	興さけ・ます 定第2号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(156)	興さけ・ます 定第3号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(157)	興さけ・ます 定第4号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(158)	興さけ・ます 定第5号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(159)	興さけ・ます 定第6号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(160)	興さけ・ます 定第7号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(161)	興さけ・ます 定第8号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(162)	興さけ・ます 定第9号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(163)	興さけ・ます 定第10号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(164)	興さけ・ます 定第11号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(165)	興さけ・ます 定第12号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(166)	興さけ・ます 定第13号	紋別郡興部町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(167)	紋さけ・ます 定第1号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(168)	紋さけ・ます 定第2号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(169)	紋さけ・ます 定第3号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(170)	紋さけ・ます 定第4号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(171)	紋さけ・ます 定第5号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(172)	紋さけ・ます 定第6号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(173)	紋さけ・ます 定第7号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(174)	紋さけ・ます 定第8号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(175)	紋さけ・ます 定第9号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(176)	紋さけ・ます 定第10号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(177)	紋さけ・ます 定第11号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(178)	紋さけ・ます 定第12号	紋別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月18日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(179)	湧さけ・ます 定第1号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(180)	湧さけ・ます 定第2号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(181)	湧さけ・ます 定第3号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(182)	湧さけ・ます 定第4号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(183)	湧さけ・ます 定第5号	紋別郡湧別町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(184)	常さけ・ます 定第1号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(185)	常さけ・ます 定第2号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(186)	常さけ・ます 定第3号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(187)	常さけ・ます 定第4号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(188)	常さけ・ます 定第5号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(189)	常さけ・ます 定第6号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(190)	常さけ・ます 定第7号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(191)	常さけ・ます 定第8号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(192)	常さけ・ます 定第9号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(193)	常さけ・ます 定第10号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規
(194)	常さけ・ます 定第11号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(195)	常さけ・ます 定第12号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(196)	常さけ・ます 定第13号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(197)	常さけ・ます 定第14号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(198)	常さけ・ます 定第15号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月15日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(199)	常さけ・ます 定第16号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(200)	常さけ・ます 定第17号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(201)	常さけ・ます 定第18号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(202)	常さけ・ます 定第19号	北見市常呂町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月6日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(203)	網さけ・ます 定第1号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(204)	網さけ・ます 定第2号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(205)	網さけ・ます 定第3号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(206)	網さけ・ます 定第4号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(207)	網さけ・ます 定第5号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(208)	網さけ・ます 定第6号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(209)	網さけ・ます 定第7号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(210)	網さけ・ます 定第8号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(211)	網さけ・ます 定第9号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(212)	網さけ・ます 定第10号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(213)	網さけ・ます 定第11号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(214)	網さけ・ます 定第12号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(215)	網さけ・ます 定第13号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(216)	網さけ・ます 定第14号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(217)	網さけ・ます 定第15号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月1日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(218)	網さけ・ます 定第16号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(219)	網さけ・ます 定第17号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(220)	網さけ・ます 定第18号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(221)	網さけ・ます 定第19号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(222)	網さけ・ます 定第20号	網走市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(223)	網さけ・ます 定第21号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(224)	網さけ・ます 定第22号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(225)	網さけ・ます 定第23号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(226)	網さけ・ます 定第24号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(227)	網さけ・ます 定第25号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(228)	網さけ・ます 定第26号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(229)	斜さけ・ます 定第1号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(230)	斜さけ・ます 定第2号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(231)	斜さけ・ます 定第3号	斜里郡小清水 町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(232)	斜さけ・ます 定第4号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(233)	斜さけ・ます 定第5号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(234)	斜さけ・ます 定第6号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(235)	斜さけ・ます 定第7号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(236)	斜さけ・ます 定第8号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(237)	斜さけ・ます 定第9号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(238)	斜さけ・ます 定第10号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(239)	斜さけ・ます 定第11号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(240)	斜さけ・ます 定第12号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(241)	斜さけ・ます 定第13号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(242)	斜さけ・ます 定第14号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(243)	斜さけ・ます 定第15号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(244)	斜さけ・ます 定第16号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(245)	斜さけ・ます 定第17号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(246)	斜さけ・ます 定第18号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(247)	斜さけ・ます 定第19号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(248)	斜さけ・ます 定第20号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(249)	斜さけ・ます 定第21号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(250)	斜さけ・ます 定第22号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(251)	斜さけ・ます 定第23号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(252)	斜さけ・ます 定第24号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(253)	斜さけ・ます 定第25号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(254)	斜さけ・ます 定第26号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(255)	斜さけ・ます 定第27号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(256)	斜さけ・ます 定第28号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(257)	斜さけ・ます 定第29号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(258)	斜さけ・ます 定第30号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(259)	斜さけ・ます 定第31号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(260)	斜さけ・ます 定第32号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(261)	斜さけ・ます 定第33号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(262)	斜さけ・ます 定第34号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(263)	斜さけ・ます 定第35号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(264)	斜さけ・ます 定第36号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(265)	宇さけ・ます 定第1号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(266)	宇さけ・ます 定第2号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(267)	宇さけ・ます 定第3号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(268)	宇さけ・ます 定第4号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(269)	宇さけ・ます 定第5号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(270)	宇さけ・ます 定第6号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月13日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(271)	宇さけ・ます 定第7号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月13日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(272)	宇さけ・ます 定第8号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(273)	宇さけ・ます 定第9号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(274)	宇さけ・ます 定第10号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(275)	宇さけ・ます 定第11号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(276)	宇さけ・ます 定第12号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(277)	宇さけ・ます 定第13号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(278)	宇さけ・ます 定第14号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(279)	宇さけ・ます 定第15号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(280)	宇さけ・ます 定第16号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(281)	宇さけ・ます 定第17号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(282)	宇さけ・ます 定第18号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(283)	宇さけ・ます 定第19号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(284)	宇さけ・ます 定第20号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(285)	宇さけ・ます 定第21号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(286)	宇さけ・ます 定第22号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(287)	宇さけ・ます 定第23号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(288)	宇さけ・ます 定第24号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(289)	宇さけ・ます 定第25号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(290)	宇さけ・ます 定第26号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(291)	宇さけ・ます 定第27号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(292)	宇さけ・ます 定第28号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(293)	宇さけ・ます 定第29号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(294)	宇さけ・ます 定第30号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(295)	宇さけ・ます 定第31号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(296)	宇さけ・ます 定第32号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(297)	宇さけ・ます 定第33号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(298)	宇さけ・ます 定第34号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(299)	宇さけ・ます 定第35号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(300)	宇さけ・ます 定第36号	斜里郡斜里町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月11日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	一	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

改正後

網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(48)	雄さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(49)	雄さけ定第2号	
(50)	雄さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(51)	雄さけ定第4号	
(52)	雄さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(53)	雄さけ定第6号	
(54)	雄さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(55)	雄さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(56)	興さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(57)	興さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(58)	興さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(59)	興さけ定第4号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(60)	興さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(61)	興さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(62)	興さけ定第7号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(63)	興さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(64)	興さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(65)	興小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(66)	興小さけ定第2号	(2) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(67)	紋さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(68)	紋さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。
(69)	紋さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(70)	紋さけ定第4号	(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。
(71)	紋さけ定第5号	(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(72)	紋さけ定第6号	(6) 12月1日から12月25日までの間は、漁獲してはなりません。
(73)	紋さけ定第7号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(74)	紋小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(75)	紋小さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月29日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(76)	湧さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(77)	湧さけ定第2号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(78)	湧さけ定第3号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p>
(79)	湧さけ定第4号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(80)	湧小さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(81)	常さけ定第1号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(82)	常小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(83)	常さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(84)	常さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(85)	常さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(86)	常さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(87)	常さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(88)	常さけ定第7号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(89)	常さけ定第8号	(4) 8月1日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月4日から9月7日までの間は中網を、9月4日から9月9日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(90)	常小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(91)	常小さけ定第3号	(2) 8月30日から9月3日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(92)	網さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(93)	網さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(94)	網さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(95)	網さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(96)	網さけ定第5号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(97)	網さけ定第6号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(98)	網さけ定第7号	(4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(99)	網さけ定第8号	(5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(100)	網小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月16日から11月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(101)	小清さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(102)	小清さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(103)	小清さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(104)	小清さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月10日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(105)	小清さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(106)	小清さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(107)	斜さけ定第1号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(108)	斜さけ定第2号	(4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(109)	斜さけ定第3号	(5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。
(110)	斜さけ定第4号	(6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(111)	斜さけ定第5号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(112)	斜さけ・ほっけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月6日から11月30日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(113)	斜さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(114)	斜さけ・ほっけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月6日から11月30日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月6日から9月9日までの間は中網を、9月6日から9月11日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(115)	斜さけ・ほっけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(116)	斜さけ・ほっけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(117)	斜さけ・ほっけ定第5号	(3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(118)	斜さけ・ほっけ定第6号	(4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。
(119)	斜さけ・ほっけ定第7号	(5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(120)	斜さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(121)	斜さけ定第8号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(122)	斜さけ・ほっけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(123)	斜さけ・ほっけ定第9号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(124)	斜さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(125)	斜さけ・ほっけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月11日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(126)	斜さけ・ほっけ定第11号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(127)	斜さけ・ほっけ定第12号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(128)	斜さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(129)	斜さけ・ほっけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月7日から11月25日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月25日から4月30日までの間及び8月11日から9月6日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月7日から9月10日までの間は中網を、9月7日から9月12日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月26日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(130)	能さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(131)	能さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(132)	能さけ定第3号	(3) 9月1日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。
(133)	能さけ定第4号	(4) 12月1日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(134)	能さけ定第5号	(5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(135)	能さけ定第6号	
(136)	能さけ定第7号	
(137)	能さけ定第8号	
(138)	能さけ定第9号	
(139)	能さけ定第10号	

網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(140)	雄さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(141)	雄さけ・ます定第2号	
(142)	雄さけ・ます定第3号	
(143)	雄さけ・ます定第4号	
(144)	雄さけ・ます定第5号	
(145)	雄さけ・ます定第6号	
(146)	雄さけ・ます定第7号	
(147)	雄さけ・ます定第8号	
(148)	雄さけ・ます定第9号	
(149)	雄さけ・ます定第10号	
(150)	雄さけ・ます定第11号	
(151)	雄さけ・ます定第12号	
(152)	雄さけ・ます定第13号	
(153)	雄さけ・ます定第14号	
(154)	興さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2)9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(155)	興さけ・ます定第2号	
(156)	興さけ・ます定第3号	
(157)	興さけ・ます定第4号	
(158)	興さけ・ます定第5号	
(159)	興さけ・ます定第6号	
(160)	興さけ・ます定第7号	
(161)	興さけ・ます定第8号	
(162)	興さけ・ます定第9号	
(163)	興さけ・ます定第10号	
(164)	興さけ・ます定第11号	
(165)	興さけ・ます定第12号	
(166)	興さけ・ます定第13号	

区分	漁場番号	条件
(167)	紋さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月16日から9月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(168)	紋さけ・ます定第2号	
(169)	紋さけ・ます定第3号	
(170)	紋さけ・ます定第4号	
(171)	紋さけ・ます定第5号	
(172)	紋さけ・ます定第6号	
(173)	紋さけ・ます定第7号	
(174)	紋さけ・ます定第8号	
(175)	紋さけ・ます定第9号	
(176)	紋さけ・ます定第10号	
(177)	紋さけ・ます定第11号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(178)	紋さけ・ます定第12号	
(179)	湧さけ・ます定第1号	
(180)	湧さけ・ます定第2号	
(181)	湧さけ・ます定第3号	
(182)	湧さけ・ます定第4号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(183)	湧さけ・ます定第5号	
(184)	常さけ・ます定第1号	
(185)	常さけ・ます定第2号	
(186)	常さけ・ます定第3号	
(187)	常さけ・ます定第4号	
(188)	常さけ・ます定第5号	
(189)	常さけ・ます定第6号	
(190)	常さけ・ます定第7号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(191)	常さけ・ます定第8号	
(192)	常さけ・ます定第9号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(193)	常さけ・ます定第10号	

区分	漁場番号	条件	
(194)	常さけ・ます定第11号	(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月13日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	
(195)	常さけ・ます定第12号		
(196)	常さけ・ます定第13号		
(197)	常さけ・ます定第14号		
(198)	常さけ・ます定第15号		
(199)	常さけ・ます定第16号		(1) 敷設する身網の数は2個以下でなければなりません。 (2) 9月4日から9月6日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(200)	常さけ・ます定第17号		
(201)	常さけ・ます定第18号		
(202)	常さけ・ます定第19号		
(203)	網さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	
(204)	網さけ・ます定第2号		
(205)	網さけ・ます定第3号		
(206)	網さけ・ます定第4号		
(207)	網さけ・ます定第5号		
(208)	網さけ・ます定第6号		
(209)	網さけ・ます定第7号		
(210)	網さけ・ます定第8号		
(211)	網さけ・ます定第9号		
(212)	網さけ・ます定第10号		
(213)	網さけ・ます定第11号		
(214)	網さけ・ます定第12号		
(215)	網さけ・ます定第13号		
(216)	網さけ・ます定第14号		
(217)	網さけ・ます定第15号		
(218)	網さけ・ます定第16号		
(219)	網さけ・ます定第17号		
(220)	網さけ・ます定第18号		
(221)	網さけ・ます定第19号		
(222)	網さけ・ます定第20号		
(223)	網さけ・ます定第21号		
(224)	網さけ・ます定第22号		
(225)	網さけ・ます定第23号		
(226)	網さけ・ます定第24号		
(227)	網さけ・ます定第25号		
(228)	網さけ・ます定第26号		

区分	漁場番号	条件
(229)	斜さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2) 9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3) さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(230)	斜さけ・ます定第2号	
(231)	斜さけ・ます定第3号	
(232)	斜さけ・ます定第4号	
(233)	斜さけ・ます定第5号	
(234)	斜さけ・ます定第6号	
(235)	斜さけ・ます定第7号	
(236)	斜さけ・ます定第8号	
(237)	斜さけ・ます定第9号	
(238)	斜さけ・ます定第10号	
(239)	斜さけ・ます定第11号	
(240)	斜さけ・ます定第12号	
(241)	斜さけ・ます定第13号	
(242)	斜さけ・ます定第14号	
(243)	斜さけ・ます定第15号	
(244)	斜さけ・ます定第16号	
(245)	斜さけ・ます定第17号	
(246)	斜さけ・ます定第18号	
(247)	斜さけ・ます定第19号	
(248)	斜さけ・ます定第20号	
(249)	斜さけ・ます定第21号	
(250)	斜さけ・ます定第22号	
(251)	斜さけ・ます定第23号	
(252)	斜さけ・ます定第24号	
(253)	斜さけ・ます定第25号	
(254)	斜さけ・ます定第26号	
(255)	斜さけ・ます定第27号	
(256)	斜さけ・ます定第28号	
(257)	斜さけ・ます定第29号	
(258)	斜さけ・ます定第30号	
(259)	斜さけ・ます定第31号	
(260)	斜さけ・ます定第32号	
(261)	斜さけ・ます定第33号	
(262)	斜さけ・ます定第34号	
(263)	斜さけ・ます定第35号	
(264)	斜さけ・ます定第36号	

区分	漁場番号	条件
(265)	宇さけ・ます定第1号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(266)	宇さけ・ます定第2号	
(267)	宇さけ・ます定第3号	
(268)	宇さけ・ます定第4号	
(269)	宇さけ・ます定第5号	
(270)	宇さけ・ます定第6号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月11日から9月13日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(271)	宇さけ・ます定第7号	
(272)	宇さけ・ます定第8号	(1)敷設する身網の数は1個でなければなりません。 (2)9月9日から9月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ及びからふとます再生産用親魚に不足が生じる恐れがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(273)	宇さけ・ます定第9号	
(274)	宇さけ・ます定第10号	
(275)	宇さけ・ます定第11号	
(276)	宇さけ・ます定第12号	
(277)	宇さけ・ます定第13号	
(278)	宇さけ・ます定第14号	
(279)	宇さけ・ます定第15号	
(280)	宇さけ・ます定第16号	
(281)	宇さけ・ます定第17号	
(282)	宇さけ・ます定第18号	
(283)	宇さけ・ます定第19号	
(284)	宇さけ・ます定第20号	
(285)	宇さけ・ます定第21号	
(286)	宇さけ・ます定第22号	
(287)	宇さけ・ます定第23号	
(288)	宇さけ・ます定第24号	
(289)	宇さけ・ます定第25号	
(290)	宇さけ・ます定第26号	
(291)	宇さけ・ます定第27号	
(292)	宇さけ・ます定第28号	
(293)	宇さけ・ます定第29号	
(294)	宇さけ・ます定第30号	
(295)	宇さけ・ます定第31号	
(296)	宇さけ・ます定第32号	
(297)	宇さけ・ます定第33号	
(298)	宇さけ・ます定第34号	
(299)	宇さけ・ます定第35号	
(300)	宇さけ・ます定第36号	